

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和 5年 1月12日 (木曜日)

開会 午後 1時 32分

閉会 午後 1時 57分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	高谷幸男	副委員長	山田雅徳
	委員	荒木将之介	委員	森安健一
	〃	三宅啓介	〃	岡崎亨一
	〃	村木理英	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	河相祐子	同次長	宇野裕
同主幹	岡良子		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	総合政策部長	脇奈七
政策調整課長	江口真弓	総務部長	難波敏文
総務課長	内田和弘	財政課長	横田優子
財産管理課長	小野達史	財産管理課主幹	林琢也
契約検査課長	藤原直樹	契約検査主幹	鹿野雅弘

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午後1時32分

○委員長（高谷幸男君） ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、ただいまの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第1号 工事請負契約の締結について（総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【建築主体工事】）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） それでは、議案第1号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

このたび工事請負契約を締結しようとする工事は、総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【建築主体工事】でありまして、昨年11月8日に一般競争入札の公告を行い、参加表明のありました3者により12月9日に入札を執行しましたところ、税込み53億1,300万円で株式会社大本組岡山支店が落札候補者となりました。その後、株式会社大本組岡山支店、梶岡建設株式会社、土井建設株式会社による共同企業体が結成されましたので、12月20日に同共同企業体と工事請負仮契約を締結したところでございます。

この工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

どうですか、ありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） お疲れさまでございます。先ほど本会議での質疑でもあったことで、関連してお尋ねをしたいと思います。参考資料ということで、共同企業体、大本組さん、梶岡建設さん、土井建設さんということで、この共同企業体、どういった業者さんが選ばれたかについては先ほど総務部長からの答弁からもあったんですけども、名簿の中から向こうが決めていただいたということでもあります。参考資料という形で主な工事経歴ということをそれぞれ書いていただいているんですけども、これは本市の事業でありますので、総社市に関連するこれまでの経歴、例えば大本組さんであれば総社市の関連する工事についてこれまでどういった実績があるのか。梶岡建設さん、真庭については、これまで本市、単体であろうがJVの状況でもいいんですけども、これまで本市の、これまでの中でどういった関わりがあったのか、それとも全くない方なのかという、そのあたり、情報がうまくキャッチできてないので、そのあたりの答弁をお願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） 契約検査課長。

○契約検査課長（藤原直樹君） 山田副委員長の今回のJVの構成員、代表者、構成員の市の公共工事の実績等についての御質問でございます。

これにつきましては、まず大本組でございますけれども、市内の建築工事の実績は今までございません。今まで受注されているのが、いずれも土木工事になりますけれども、平成24年度に清音神在本線の改良工事、それから平成22年にも清音神在本線の改良工事ということがございます。それから、少し前になりますけれども、平成13年に今のサンロード吉備路がございまして吉備路観光センターの造成工事、そういったものを大本組のほうで受注をいただいております。それから、すみません、大本組でございますけれども、かなり前になりますが、昭和50年代に市内で土井建設さんとJVを組みまして、中央小学校の建築工事を行っているところでございます。

それから、梶岡建設につきましては、総社市内では施工実績というものはございません。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） よろしいですか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。

もう一点、先ほどの本会議場での質疑の中で、市内の事業所さん、下請さんであるとか原材料とかをできるだけ使っていただくということで、入札のときに特記事項ということであったというふうに御答弁いただいております。これ、すみません、入札に関わるものを事前に我々が見せてもらうわけにはいかなかったのか、どういったことが特記事項に書かれていたのか。文字どおりのことだけが書いてあったのか、もう少し具体的にどういったものを、どういった範囲でお願いしますというものがあつたのか、そのあたりの詳細なことをお尋ねいたします。

○委員長（高谷幸男君） 契約検査課長。

○契約検査課長（藤原直樹君） 山田副委員長の、下請でございますが、市内の資材、そういったものを特記事項でどのように記載しているかという御質問でございます。

こちらにつきましては、入札の公告の際に併せて示しております、特記事項の中に記載をさせていただいております、下請業者の選定につきましてどのように記載されているかといいますと、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合、下請負の相手方は市内業者から選定するよう努めるものとするということで、努力義務という形で示しております。

それから、資材につきましてはですが、こちらも市内産資材または市内取扱業者から購入した資材の使用に努めるものとするということでございまして、同様に努力義務を課しているというものでございます。

以上です。

（「結構です。」という者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはございませんでしょうか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、教えていただきたいことがあるんですが、今回のこの入札のやり方がやや特異なやり方ではないかというふうなことをちょっと聞いたんですが、こっちの認識が違っていれば申し訳ないんですが、今回は第1構成員という方が決まって、そこが落札したら第2、第3を後から決めるというやり方だというふうに認識しておるんですが、普通はJVというのは、例えば最初からもう2者なら2者、決まったものが入札するというイメージなんですけど、それはそれで間違いないんですかね。

○委員長（高谷幸男君） 契約検査課長。

○契約検査課長（藤原直樹君） 三宅委員からの今回のJVの結成方式についての御質問でございます。

こちらにつきましては、前回9月に当初行いました入札も同様の方法を使っておりますけれども、JVの組み方として入札後共同企業体結成方式というものを今回は採用しております。先ほど三宅委員のほうからもありましたけれども、まず最初に代表者となる者が入札を行いまして、その後で名簿に登載された業者から残りの構成員を選ぶと。今回、条件をつけておりましたのは、そのうち市内業者を少なくとも1者は選ぶということにさせていただいております。

こちらなんですけれども、従来から市内業者をなるべく構成員というか、市内業者に関わってもらいたいというふうな御要望につきましては、もともと市議会の中でも御意見いただいておりますので、そういった中でどういった形をすれば市内業者が入っていただけるのか、また一方で競争性の向上というものもございますので、そういったものを考えまして、今回、入札後の共同企業体の結成方式というものを採用させていただいております。

市内業者につきましては、ある程度数も限られているということもございますので、最初にJVを結成して入札に参加しようとしたときに、この業者が、それはもう代表の方がどう考えられるかにもよりますけれども、この業者と組みたいというところがもしバッティングしたときに、結果として応札業者が減ることも考えられるということもございます。後から選ぶという方式にさせていただきますと、その分、応札する数が増えて競争性も向上するのではないかとということも考慮いたしまして、この方式を採用したところでございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。別にこのやり方がどうこうではないんですが、ただ、今の話でいうと、市内業者を一つ取り入れたいというところと、競争性を取り入れたいという二つのポイントがあるんだという理解をしたんですが、今後、総社市がじゃあこういう形の入札をどんどん取り入れていくという、そういう考えでいいのか、いやいや、そうじゃなくて今までどおりもう最初から、仮に大きな工事をするとき、JV、最初から2者とか3者決めてやりますとか、こういうやり方のメリットがあるんであればこれからもう全てのやり方としてこの形で採用していくのか、そのあたりはどういう考えなのかなというところをお聞きしたいなと思います。

○委員長（高谷幸男君） 契約検査課長。

○契約検査課長（藤原直樹君） 三宅委員の今後の入札におけるこういった方式をどうするかという御質問だっと思いますが、当然個別の工事につきまして、その内容でありますとか規模によりまして、こういったものをしていくのがいいのかというのは、その都度、指名委員会の中で検討させていただきたいというふうに考えております。当然こういった方式も選択肢の一つとはなるとも思いますけれども、例えば全体をもう市内業者で、2者で組めるような工事だとこちらが判断した場合にはそういったこともあると思いますので、あえて事後結成にする必要もないのかとも思いますし、個別案件ごとに指名委員会の中で決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんでしょうか。

岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） すみません、確認を再度、聞き漏らしがあったかと思しますので確認をさせてください。

入札の条件の特記事項というところで、県内産の資材ですとか市内産の資材については、これは別予算を設けるということでしたか。そこを。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 議会の本会議の中で部長が申し上げましたのは、木材の調達の部分だけございまして、手すりの部分とかそういうものを市内産の木材で別予算で入札を執行して、予算を執行していくということでございます。

○委員長（高谷幸男君） 岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） 手すり等の木材に関しては別予算でということですね。承知をしました。

そうすると、他のものについての業者からの提案とか、県内産とか市内産とかというものの提案があったら、予算内で受け入れて協議をしながら進めるという考えでよろしいんですか。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 特記事項に表記をしておりますのは、工事の中で使う材料ということでございますので、その中で県内産、市内産のものを提案をいただければ、それを検討するということでございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにございませんでしょうか。

なければ、私から1点だけお尋ねしたいと思うんですが、一番最初に入札したのが9月30日ということで、機械設備だけができて、あとが今回になったわけですがけれども、今回も合併特例債を使うということで令和6年度末までの工期です。24箇月ということで、今から行けば令和7年1月かなということをおもうわけですが、ボーリング調査をやった後、特にこのあたりの地盤が悪いということがあったりするわけです。もちろん岩があるかも分かりません。そういう状況があるわけですが、24箇月というのが途中で変更があったりして延びたりすれば合併特例債の期間までに完成

するかどうかというのが一つ懸念されるんですが、猶予の期間を見て昨年9月であったかと思うんです。ところが、ずっとずっときて何箇月かたったわけですけども、そうすると24箇月の御心配はないでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 工期につきましては、標準工期という形で、24箇月で完成するであろうということで工期を決定させていただいております。実際には合併特例債の期限は令和7年3月までにとということではございますが、実際には当初の工期がその中に収まっていて、最悪ですが工期が延びた場合、繰越しについては認められるという回答をいただいておりますので、ただ繰越しをせず、できるだけその工期で終わらそうということでやっていきたいと思っております。

○委員長（高谷幸男君） ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第2号 工事請負契約の締結について（総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【電気設備工事】）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） それでは、議案第2号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

このたび工事請負契約を締結しようとする工事は、総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【電気設備工事】でございまして、昨年11月8日に一般競争入札の公告を行い、参加表明のありました2者により12月9日に入札を執行したところ、税込み12億1,767万4,810円で株式会社中電工総社配電センターが落札候補となりました。その後、株式会社中電工総社配電センター、カジノン株式会社、山陽電設株式会社による共同企業体が結成されましたので、12月26日に同共同企業体と工事請負仮契約を締結したところでございます。

この工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 先ほどの建設工事、主体工事でもお尋ねをしました。事業所さん、第1構成員さん、第2構成員さんの本市における主な工事履歴、経歴というものがあれば御紹介いただきたいと思います。

○委員長（高谷幸男君） 契約検査課長。

○契約検査課長（藤原直樹君） 山田副委員長の第1構成員、第2構成員の実績という御質問でございます。

まず、中電工につきましては、令和3年度、昨年度でございますけれども、総合文化センターの耐震工事、特定天井等耐震改修の電気設備工事の実績がございます。それから、平成30年度、中央文化筋外1線街路灯設置工事などがございます。

それから、カジノン株式会社でございますが、こちらにつきましては議案の資料にも記載しておりますけれども、平成29年度に総社小学校の校舎改築電気設備工事がございます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） よろしいか。

ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結について（総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【機械設備工事】）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 議案第3号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

このたび工事請負契約を締結しようとする工事は、総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【機械設備工事】でございまして、昨年8月8日に一般競争入札の公告を行い、参加表明のありました3者により9月30日に入札を執行したところ、税込み10億5,652万8,000円で朝日管工株式会社が落札候補者となりました。その後、朝日管工株式会社、信江工業株式会社、有限会社秋山設備による共同企業体が結成されましたので、10月18日に同共同企業体と工事請負仮契約を締結したところでございます。

この工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 先ほどと同様にお尋ねをいたします。今回、信江工業さん、第2構成員、このみで結構でありますので、本市における主な工事経歴をお尋ねいたします。

○委員長（高谷幸男君） 契約検査課長。

○契約検査課長（藤原直樹君） 山田副委員長の信江工業株式会社の市内での実績の御質問でございます。

こちらにつきましては、いずれも水道管の布設工事になりますけれども、平成26年度に小寺（兔登木）配水管布設工事、平成25年度に東部幹線国道180号配水本管布設工事がございます。

以上です。

（「結構です。」という者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時57分